

内閣参質一八九第二六七号

平成二十七年九月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員渡辺美知太郎君提出福島県外の放射性指定廃棄物処分場候補地の詳細調査の実施に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員渡辺美知太郎君提出福島県外の放射性指定廃棄物処分場候補地の詳細調査の実施に関する
質問に対する答弁書

一及び二について

宮城県、栃木県及び千葉県については、各県の県知事及び各県内の市町村長が参加する会議における議論を踏まえ確定した各県における指定廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十九条に規定する指定廃棄物をいう。）を長期にわたって管理する施設（以下「長期管理施設」という。）の候補地の選定手法に基づき、地盤、地質等の詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を行う各県の候補地を選定しているところである。当該候補地に係る詳細調査の着手に際して、関係地方公共団体の同意は必ずしも必要ではないが、当該候補地の選定経緯、長期管理施設の必要性及び安全性等について、関係地方公共団体及び当該関係地方公共団体の住民に対し、丁寧な説明を行うよう努めてまいりたい。

三について

お尋ねの詳細調査に着手する際の連絡先や公示方法は、特に定めていないが、関係地方公共団体に連絡することを予定している。